

問合せ先	こども未来局放課後対策課 (TEL : 242-2014 FAX : 504-2227) 中区地域起こし推進課 (TEL : 504-2670 FAX : 541-3835) 東区地域起こし推進課 (TEL : 568-7705 FAX : 262-6986) 南区地域起こし推進課 (TEL : 250-8935 FAX : 252-7179) 西区地域起こし推進課 (TEL : 532-0927 FAX : 232-9783) 安佐南区地域起こし推進課 (TEL : 831-4926 FAX : 877-2299) 安佐北区地域起こし推進課 (TEL : 819-3905 FAX : 815-3906) 安芸区地域起こし推進課 (TEL : 821-4905 FAX : 822-8069) 佐伯区地域起こし推進課 (TEL : 943-9705 FAX : 943-9718)
------	---

放課後児童クラブの利用手続及び利用料金の減免等

1 放課後児童クラブの利用手続

災害により広島市へ転居され、放課後児童クラブの利用を希望される場合、通常の申請期限にかかわらず、利用申込みを受け付けます。手続の方法等詳しくは、希望する放課後児童クラブの所在する区の地域起こし推進課（児童館がない学区の放課後児童クラブ及び民間の放課後児童クラブについてはこども未来局放課後対策課）にお問い合わせください。

2 放課後児童クラブ利用料金の減免

(1) 要件

次に該当する場合、利用料金を減免します。

児童・生徒の転入学先の学校に、「令和8年度就学援助費申請書」を提出し、り災証明書と振込先口座を提示し、認められた場合

(2) 対象者

(1)に該当する放課後児童クラブ利用料金の納入義務者

(3) 手続の方法

児童が利用している放課後児童クラブの所在する区の地域起こし推進課（児童館がない学区の放課後児童クラブ及び民間の放課後児童クラブについてはこども未来局放課後対策課）にお問い合わせください。